

船舶事故等調査報告書

平成25年8月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013仙第15号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年4月5日 10時07分ごろ
発生場所	宮城県石巻市渡波幸町の岸壁 石巻市所在の渡波港長浜防波堤灯台から真方位024°1,400m付近 (概位 北緯38°24.8′ 東経141°22.1′)
事故等調査の経過	平成25年4月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 実習船 みさご、19トン 291-40514 宮城、宮城県 B 漁船 JF第十二優生丸、2.6トン MG3-51960（漁船登録番号）、宮城県中部施設保有漁業協同組合
乗組員等に関する情報	操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A 右舷中央部の外板及びフレームに亀裂、右舷中央部～船尾部のハンドレールに曲損、右舷船尾ブルワークに亀裂 B 右舷船首部に亀裂
事故等の経過	B船は、操縦者B及び同乗者が乗り、のり養殖施設の網揚げのため、平成25年4月5日09時50分ごろ石巻市塩富町の船だまりを出航し、石巻市桃浦沖に向けて南西進中、操縦者Bが、船内にあるバケツが転がってきたので、舵輪を片手で持ってバケツを拾っていたところ、10時07分ごろ渡波幸町の岸壁に無人で係留中のA船の右舷中央部に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風速 約2.6m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	操縦者Bは、B船の損傷が軽微であることを確認し、航行を続けたが、本事故を目撃した者からの通報を受けて海上保安庁が調査した結果、本事故の当事者であることが判明した。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし B船は、桃浦沖ののり養殖施設に向けて南西進中、操縦者Bが舵輪

	<p>を片手で持って転がってきたバケツを拾っていたことから、岸壁に係留中のA船に向けて航行し、A船の右舷中央部に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、B船が、桃浦沖ののり養殖施設に向けて南西進中、操縦者Bが舵輪を片手で持って転がってきたバケツを拾っていたため、岸壁に係留中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操縦免許証を受有せずに乗船してはならないこと。 ・ 航行中、見張りを適切に行うこと。 ・ 事故が発生した場合、直ちに海上保安庁、所属する漁業協同組合等に通報又は連絡すること。